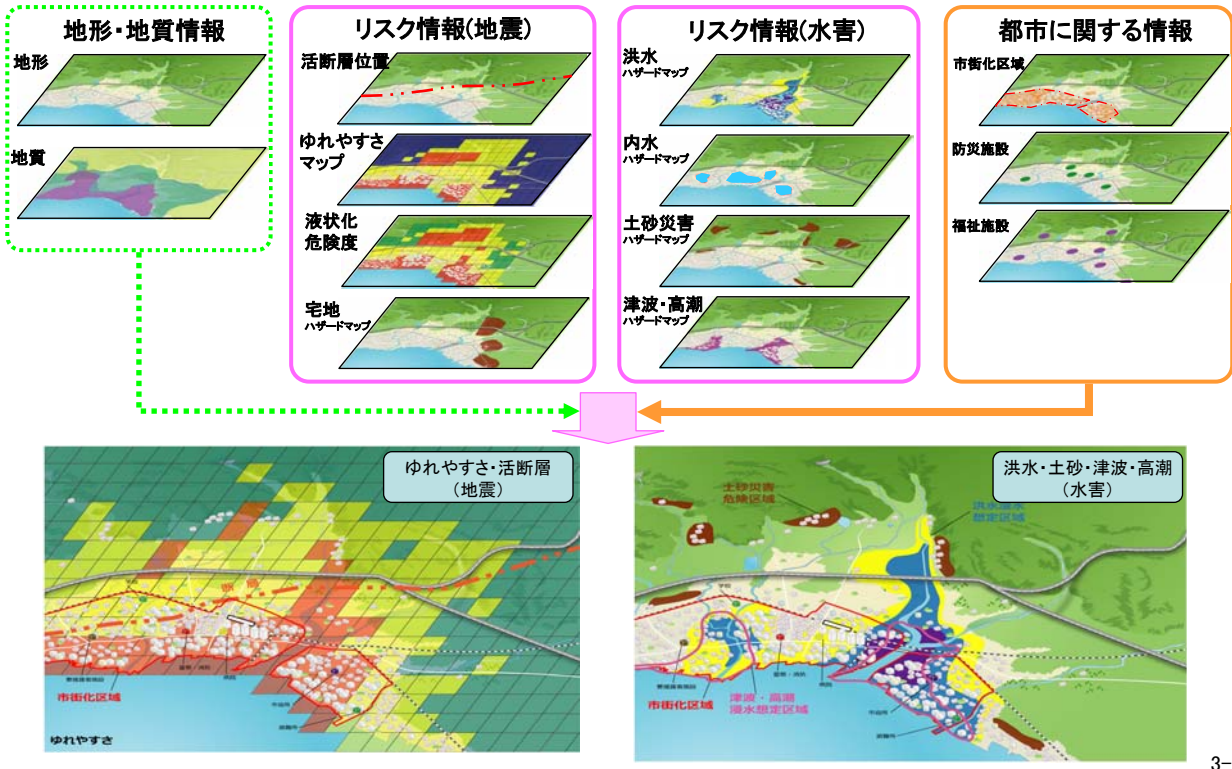


第3章 政策展開の方向性

第3章 3-2. 政策の方向性 (1) リスク情報の明確化、周知 (まちづくりに向けたリスク情報の充実)

災害リスク情報を活用したまちづくりの検討イメージ

- ・分野別に整備されてきた洪水等のハザードマップ等を横断的に整理。
- ・地形・地質、土地利用、施設の位置等即地的な情報とあわせて、総合的に都市のリスクを分析。

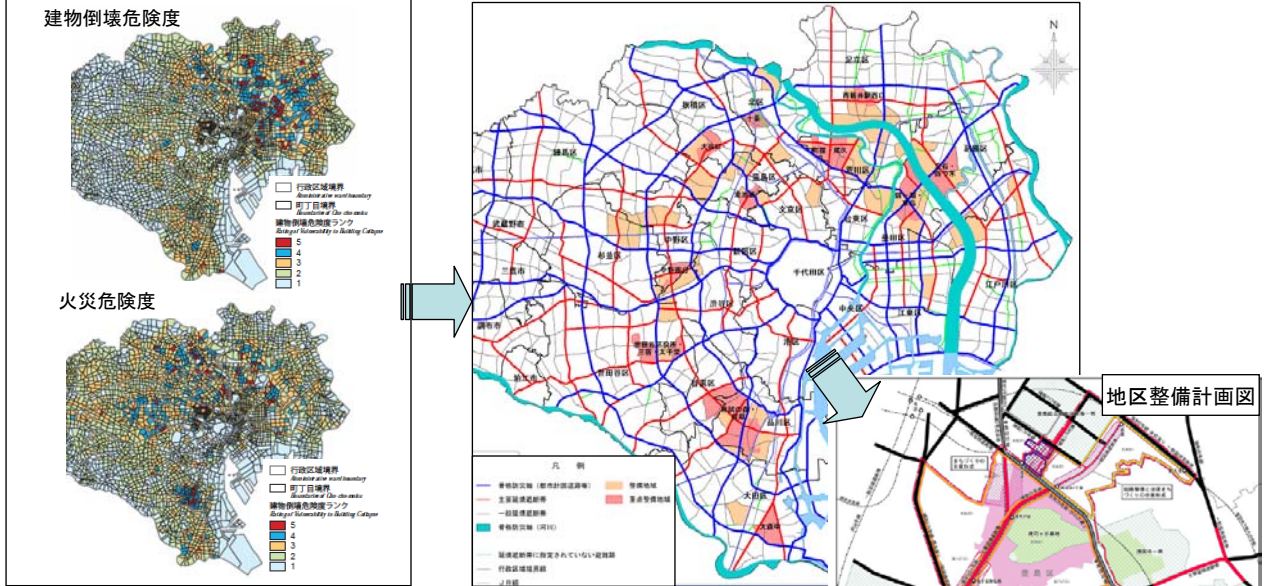


東京都における防災都市づくりの取組み

・東京都では、地域危険度が高く、かつ、特に老朽化した木造建築物が集積するなど、震災時の甚大な被害が想定される地域を整備地域に選定。整備地域の整備方策等を提示。

防災都市づくり推進計画

脆弱性を分析し、整備地域を選定。地域ごとに具体的整備計画を策定。



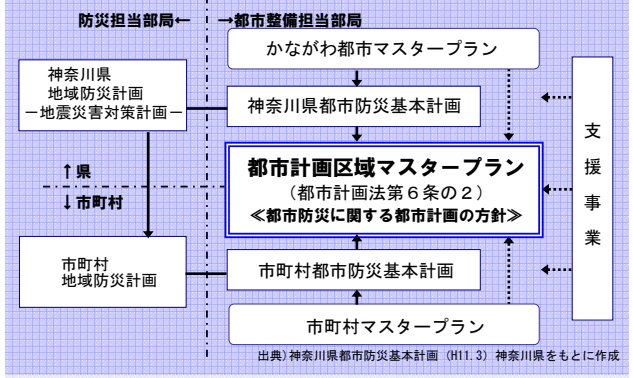
※「建物倒壊危険度」は、地震の揺れによって建物が壊れたり傾いたりする危険性の度合いを測定したもの。地域の建物の種別と地盤分類により測定。
 ※地震が起こると、地震の揺れで発生した火災の延焼により、広い地域で被害を受ける危険性がある。「火災危険度」は、その危険性の度合いを測定したもの。出火の危険性と延焼の危険性をもとに測定。

出典)「防災都市づくり推進計画(平成16年3月)」、「地震に関する地域危険度測定調査(第5回)」東京都 3-3

都市計画と防災まちづくり

・神奈川県では、都市計画区域マスタープランに「都市防災に関する都市計画の方針」を位置付け。
 ・静岡県では、災害に強いまちづくりの推進のため「防災に配慮した都市計画ガイドライン」を策定。

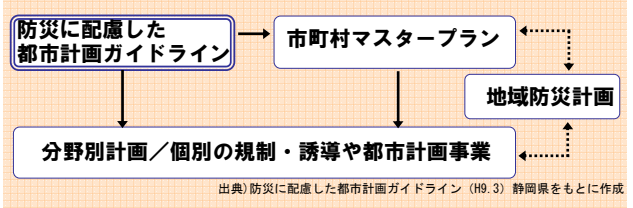
神奈川県における都市防災関連計画の体系



- 神奈川県 都市計画区域マスタープランの構成 (第6回線引き直し案)
- 1章 都市計画の目標
 - 2章 区域区分の決定の有無及び区域区分を定める際の方針
 - 3章 主要な都市計画の決定の方針
 - 4章 環境共生型等都市整備の方針
 - 5章 都市防災に関する都市計画の方針 ※横浜、箱根区域は記載無し

「横須賀都市計画区域 整備、開発及び保全の方針(平成13年11月)」
 (1)基本方針 [略] 11章 都市防災に関する方針の例
 (2)都市防災のための施策の概要
 ①火災対策 ②震災対策 ③浸水対策 ④石油コンビナート防災対策
 ②震災対策より一部抜粋
 区域内の地形地質の性状から、地震動の大きさ、活断層の有無、液状化の可能性、津波、地滑りの可能性を検討し、その情報提供を行うことによって、住民の防災意識の向上を図り適正な土地利用へ誘導するとともに、津波、地滑り対策を実施する。

静岡県 防災に配慮した都市計画の体系



静岡県 防災に配慮した都市計画ガイドライン (静岡県防災都市計画基本指針) (抜粋)

1. 地震災害の危険性を低くするための土地利用の規制・誘導
 - 地震災害の危険性が高いと想定される区域での都市的土地利用の制限
 - 災害の危険性に即応した市街地密度の制御
2. 安全性を高める都市の骨格形成
 - 延焼被害の拡大を防ぎ、災害時の活動を支える道路空間の形成
 - 防災とアメニティに役立つ水と緑のネットワークの形成
 - 災害時の活動を支える拠点の形成
3. 身近なまちの安全な生活環境づくり
 - 木造密集市街地等での安全なまちづくり
 - 中心市街地での防災性の向上

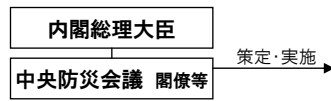
第3章 3-2. 政策の方向性 (2) リスク情報を活用した都市の将来像の検討 (安全・安心の観点からの都市の将来像)

災害対策に関する計画

- ・災害対策基本法に基づき、国、地方公共団体は、防災に関する計画を策定。
- ・地方公共団体は、都市防災を計画的に進めるための「防災都市づくり計画」を策定し、「地域防災計画」に位置づけ。

災害対策基本法

第34条：防災基本計画の作成及び公表等



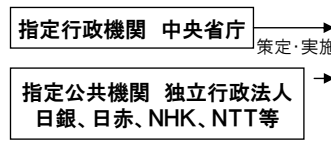
防災基本計画

第35条：防災基本計画は、次の各号に掲げる事項について定めるものとする。
2 防災業務計画及び地域防災計画において重点をおくべき事項

第15編 防災業務計画及び地域防災計画において重点をおくべき事項
第1章 災害予防に関する事項(抜粋)
☆ 既存ライフライン・公共施設の災害に対する安全性の確保に関する事項
☆ 都市の防災構造化に関する事項 ☆ 災害時において危険な区域に関する事項
☆ 土砂災害警戒区域の指定に関する事項 ☆ 高潮対策に関する事項
☆ 大規模な火事災害の予防に関する事項 等

第36,39条：

防災基本計画に基づく防災業務計画の作成等



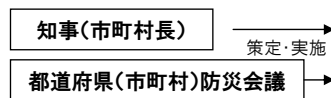
防災業務計画

第37条：防災業務計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
1 所掌事務について、防災に関してとるべき措置
2 前号に掲げるもののほか、所掌事務に関し地域防災計画の作成の基準となるべき事項

【防災業務計画(国土交通省)】第15編 地域防災計画の作成の基準
第1章 災害予防に関する事項第1節 災害に強い地域づくりに関する事項
・都市の防災構造化対策の計画的推進を図るため、都市防災に関する方針の都市計画への位置づけに配慮するとともに、避難地、避難路、延焼遮断帯等都市の骨格的な防災施設の整備に関する事項、防災上危険な密集市街地の整備に関する事項等を主な内容とする「防災都市づくり計画」を定めること。
・「防災都市づくり計画」は、消防防災部局、都市計画部局等関係部局間の連携を密に図るとともに、災害危険度判定調査等を実施し、客観的でわかりやすいデータに基づき、市民の理解と協力を得て策定すること。等

第40,42条：

防災基本計画に基づく地域防災計画の作成等



地域防災計画

第40条：都道府県防災会議は、防災基本計画に基づき、当該都道府県の地域に係る都道府県地域防災計画を作成し、(略)。
この場合において、当該都道府県地域防災計画は、防災業務計画に抵触するものであってはならない。

第42条：市町村防災会議は、防災基本計画に基づき、当該市町村の地域に係る市町村地域防災計画を作成し、(略)。
この場合において、当該市町村地域防災計画は、防災業務計画又は当該市町村を包括する都道府県の都道府県地域防災計画に抵触するものであってはならない。

今後の課題：防災都市づくり計画等、現行制度を踏まえつつ、リスク情報を活用したまちづくりのための仕組みの整備・活用

第3章 3-2. 政策の方向性 (3) 将来像を踏まえた都市構造への誘導 (土地の使い方の工夫)

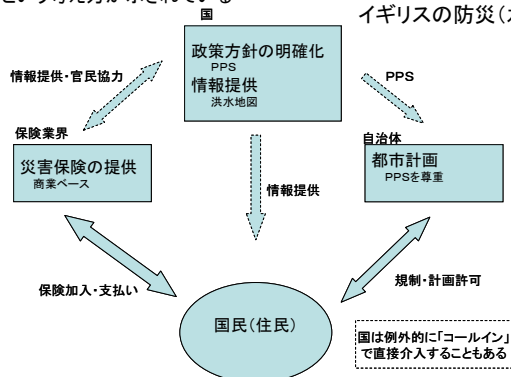
イギリスにおける防災土地利用と関連制度

- ・国が都市計画を策定する時のためのガイドラインとして、PPS 25 (洪水リスクに対処するための基本方針) を策定。
- ・PPS 25 (洪水リスクに対処するための基本方針) に基づき自治体 (地方計画庁) が都市計画を策定。

土地利用の分類と洪水ゾーンに応じた用途基準

Flood Risk Vulnerability Classification (see Table D2) 洪水リスク脆弱性分類		Essential Infrastructure 発電所、変電所など	Water Compatible 造船所、マリーナなど	Highly Vulnerable 警察署、消防署など	More Vulnerable 病院、住居など	Less Vulnerable 商店、金融機関など
年間降水確率	Zone 1 河川又は海からの場合0.1%以下	レ	レ	レ	レ	レ
	Zone 2 河川からの場合0.1%以上1%以下 海からの場合0.1%以上20.5%以下	レ	レ	Exception Test required	レ	レ
	Zone 3a 河川からの場合1%以上 海からの場合0.5%以上	Exception Test required	レ	レ	Exception Test required	レ
	Zone 3b 機能的氾濫原	Exception Test required	レ	レ	レ	レ

洪水リスクの脆弱性に応じて土地利用分類がなされており、これと洪水ゾーンのマトリックスで、どのゾーンではどのような土地利用が可能かという考え方が示されている



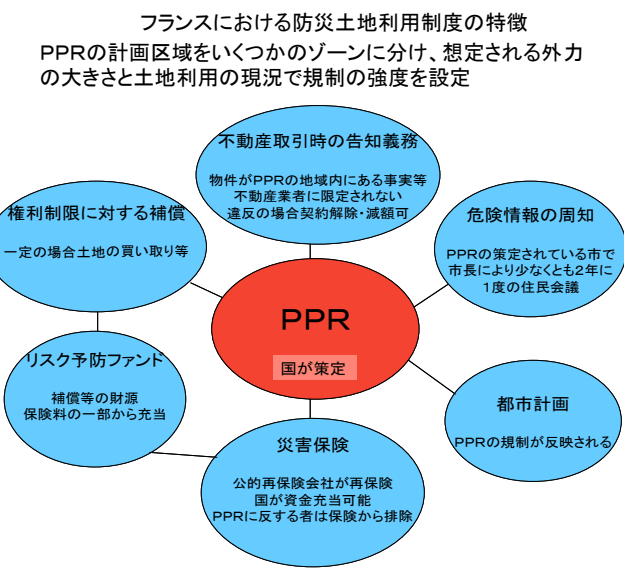
イギリスの防災(水害)土地利用制度の特徴

- 特徴1：国が各関係者を間接的にコントロールしている点(市場と情報開示を利用した土地利用誘導)
- 特徴2：土地利用規制が仕様コントロールでなく個別審査である点(柔軟性、手続き重視のプラクティカルさ、現場重視の構造)

出典)「第3回安全・安心まちづくり小委員会」国土交通政策研究所発表資料

フランスにおける防災土地利用と関連制度

- ・国の出先機関である知事が主体となって、PPR (Plan de prévention des Risques naturels prévisibles)という計画を策定。
- ・通常の都市計画体系とは別系統の災害防止を念頭に置いた計画。
- ・対象は水害・地滑り・雪崩・山火事・地震・噴火・暴風雨・サイクロン等の予見可能な自然災害。
- ・PPR上の土地利用規制は市町村の作成する都市計画PLUの付属図書に記載。



土地利用の状況と外力のマトリックス

	保護すべき自然地域	都市	
		中心部以外の都市	都市の中心部
外力が最も強い	禁止	禁止	禁止又は条件付き
それ以外	禁止	禁止又は条件付き	条件付き

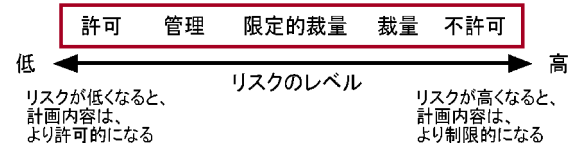
- 特徴1: 国の直接的な役割が大きい点(自治体との関係でも市場との関係でも)
- 特徴2: PPRを中心に保険や取引時の告知義務など諸制度が緊密に結びつけられた土地利用規制を行っている点

ニュージーランドにおける活断層上の土地利用規制の展開

- ・国が、活断層上の防災対策として土地利用計画を進めるための指針を提示。各断層の特徴を踏まえ、多様な手段でリスク軽減を目指す。
- ・防災と都市計画等の環境行政全般について定めた資源管理法に基づき、「資源同意」という許可制度で土地利用規制を実施。

- 指針 4原則
1. 正確な活断層ハザード情報の収集と都市計画図への記載
 2. 新規開発・土地分割に先立つ断層破断ハザード回避策の計画策定 (1. をもとに「断層破断地区」を設定し、そこでの建築を制限)
 3. 既開発・土地分割地でのリスク・ベースト・アプローチの採用 (一般に受容可能な程度のリスクに抑える)
 4. 既成市街地内の「断層破断地区」におけるリスクコミュニケーションの促進 (現状を許容しつつ、次期開発や建物利用をリスクレベルに見合ったものにする)

資源同意制度＝資源管理法に基づく開発や建築の許可制限



※活断層破断のリスクレベルに基づく資源同意の例

開発の現状	未開発地(グリーンフィールド)				既開発・分割地					
	活動間隔(発生周期)クラス									
建物重要度*	1	2a	2b	3	4	1	2a	2b	3	4
クラス I 活動間隔 ≤2000年										
A 明瞭	○	□	□	□	※	○	□	□	□	□
B 分散的	○	△	□	□	□	○	△	□	□	□
C 不確実	○	△	□	□	□	○	△	□	□	□
クラス VI 20,000年 < 活動間隔 ≤125,000年										
A 明瞭	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
B 分散的	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
C 不確実	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

- Upper Hutt 市Totara Park における土地利用規制の例
- ・図上部を斜めに横切る赤破線に挟まれた範囲が「断層帯」



- ※ 禁止
 - 不許可
 - △ 裁量
 - 許可
- 建物重要度
- 1: 人命や財産に軽度のハザードを与えるような構造物
 - 2a: 木造の骨組で建設された住宅
 - 2b: 通常の構造物、およびその他の分類に属さない構造物
 - 3: 多数人を収容したり、地域にとって高価値の内容物を所属したり、多数人にリスクを与える可能性のある構造物
 - 4: 災害後に機能すべき構造物

福岡市における警固断層に着目した建築物の耐震対策

福岡市は、警固断層帯が走る市街地において、耐震性能を強化した建築物の建築を誘導するため、建築物の安全性を高めるよう、福岡市建築基準法施行条例の一部を改正。(平成20年10月1日より施行)

福岡市建築基準法施行条例の改正内容

- 対象範囲
 - ①揺れやすさマップ(別図2)で計測震度6.4(震度6強で一番強い震度)が大半(75%以上)を占める区域
 - ②警固断層帯南東部直上の区域
 - ③土地が高度利用されている区域(容積率600%以上)
- 高さが20メートルを超える建築物を新築、改築する場合、設計地震力を上乗せ(努力義務)

現在の地域係数(Z)を、その数値に1.25を乗じたもの(Z=1.0)とするよう努めなければならない。

 - ①施行令第81条第1項の規定により適用される構造計算
 - ・時刻歴応答解析(高さが60メートルを超える建築物)
 - ②施行令第81条第2項第1号イ、ロ又は同項第2号ロに規定される構造計算
 - ・必要保有水平耐力計算・限界耐力計算・エネルギー法
 (参考)地域係数(Z)
 - 福岡=0.8
 - 大地震が起こる可能性が高い地域(関東、東南海地域等)=1.0
- 建築計画概要書に対象建築物であるかどうかの記載、1.25を乗じた場合その旨の記載(義務付け)



出典)「福岡市揺れやすさマップ(7区)」、「警固断層に着目した建築物の耐震対策(条例化)の概要」福岡市HP

密集市街地の整備・改善の強化

○都市再生プロジェクト(第三次決定 H13.12)
 密集市街地(東京、大阪各々約6,000ha、全国で約25,000ha)について、特に大火の可能性が高い危険な市街地(東京、大阪で各々約2,000ha、全国で約8,000ha)を重点地区として、今後10年間で整備。

<p>【これまでの取り組み】</p> <p>都市再生プロジェクト (第十二次決定 H19.1) ・重点密集市街地の早期解消に向けた取組を一層強化する。</p> <p>密集市街地整備法改正(H19.9施行) ・容積移転等を活用した建替えの促進 ・危険な老朽住宅の除却の促進 ・面的整備事業による基盤整備と建替えの一体的な推進 等</p> <p>補助事業の拡充 ・都市再生土地区画整理事業 ・都市防災総合推進事業 等</p> <p>延焼遮断帯イメージ図 避難路の整備 不燃化の促進 環境防災軸</p>	<p>【今後の取組み】</p> <p>○一斉点検の実施</p> <p>東京23区 長崎県長崎市 宮崎県日向市</p> <p>○ 自然的・地形的条件、街区割りや施設・空地の状況等を踏まえた整備・改善方策の検討、制度拡充等</p> <p>建築物の不燃化 避難地・避難路整備 規制誘導方策</p> <p>消火・延焼防止能力の強化</p> <p>災害に強いコミュニティ形成</p>
<p>◇進捗状況 約35%(H19末)</p>	<p>◇最低限の安全性確保(進捗状況 おおむね100%(H23))へ</p>

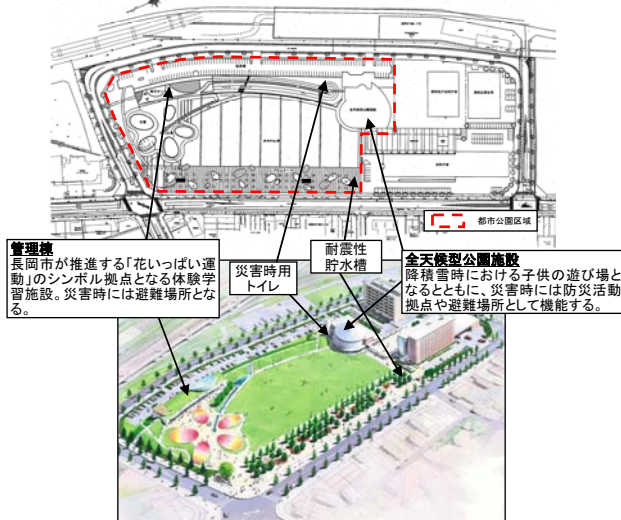
出典) (株)創樹社「安心まちづくりガイドブック」、京都市「重要文化財建造物の総合防災対策検討会(第3回)」

平常時に快適に利用でき、非常時に防災機能を発揮する公園整備

防災公園においては、平常時の快適な利用を図るために、市民のニーズに対応した空間整備を行うとともに、地震災害時に復旧・復興の拠点、周辺地区からの避難者を収容する避難地として機能するために、耐震性貯水槽や備蓄倉庫などの災害応急対策施設を整備。

長岡市民防災公園 (新潟県長岡市)

- ◆事業面積：3.0ha
- ◆防災上の位置づけ：広域避難地
- ◆整備内容及び効果
 - ・多目的広場、全天候型公園施設、耐震性貯水槽、管理棟等
 - ・防災機能の充実を図り、市街地の防災性を向上させる。



大洲防災公園 (千葉県市川市)

- ◆事業面積：2.8ha
- ◆防災上の位置づけ：一次避難地
- ◆整備の効果
 - ・多目的広場、耐震性貯水槽、防災トイレ、耐震性貯水槽等
 - ・防災機能の強化と周辺施設との連携の強化を図る。



都市公園安全・安心対策緊急総合支援事業の活用により、災害時に防災機能を発揮するための施設整備を推進

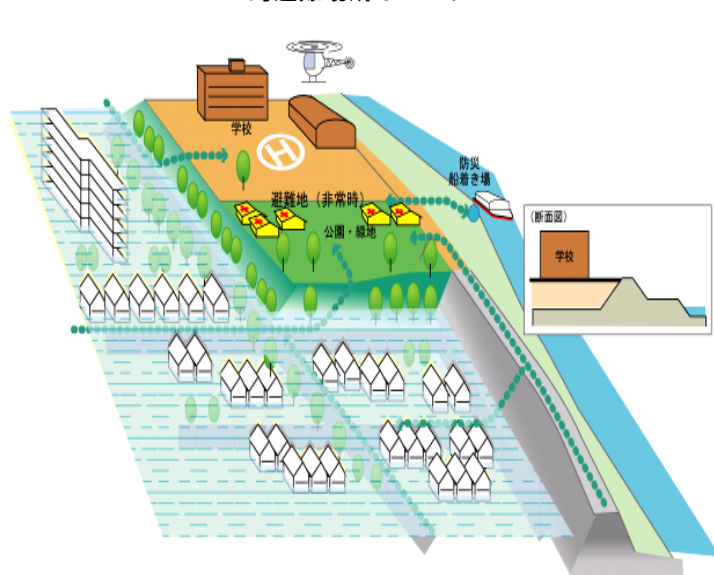
東京都江戸川区ゼロメートル市街地におけるまちづくり

- ・東京都江戸川区ゼロメートル市街地において、高規格堤防整備にあわせてまちづくりを推進。
- ・地盤を嵩上げし一時避難場所の確保を図るとともに、脆弱性を大きく軽減させるため、公共施設整備等の抜本的な対策を推進。

高規格堤防の整備



一時避難場所イメージ



出典)国土交通省河川局資料、「第4回安全・安心まちづくり小委員会」江戸川区発表資料

新潟市における地域が主体となった活動



・新潟市においては、地域主体の福祉活動や、防犯活動、自主防災組織が中心となった防災訓練など、自助・共助による地域活動を実施。
 ・平常時からの地域活動は、災害時など応急対応などの担い手が必要な際の「地域力」として期待。

★地域主体の福祉活動や場づくり

【まごころヘルプ】
 有償による市民相互の助け合い活動。介護の手助けが必要になっても、住みなれた地域で誰もが安心して暮らせることを目的に、住民参加型在宅福祉活動を実施

●まごころ配食
 ・まごころヘルプの提供会員が、利用会員の自宅までお弁当を届ける
 ⇒地域のふれあいの場となるとともに、安否確認も同時に行える。

●地域の茶の間
 ・自治会や自主的なグループ等を単位として、自宅のお茶の間のよう自由に過ごせる場所を開設
 ⇒地域に住む高齢者や障がい者が、自宅に閉じこもらないようにすると同時に、高齢者と幼児・子供たちとの多世代の交流が実現

★「犯罪の無い安心で安全なまちづくり支援モデル事業」による取組み

【セーフティ・ネットワークによる地域の安全・環境健全化対策】
 殺人事件や盗難事件の発生や、ゴミの不法投棄などの治安や生活環境に対する不安を契機に「防犯活動モデル地域」に指定

●青パト作戦
 ・青色回転灯車による防犯パトロール
 ⇒犯罪に対する地域の監視性が向上

●生活マナー、交通ルールの街宣活動

【セーフティゾーン活動委員会による環境健全化対策】
 駅周辺の繁華街等において、強引な客引きやスカウトが後を絶たず、地域住民や通行人の不安の高まりから、地域全体で防犯活動に取り組む団体を結成

●環境健全化パトロールの実施
 ・「客引き」、「スカウト行為」、「ピンクピラ」掃の環境健全化パトロールを実施

●簡易防犯機器整備
 ・駅前商店街への防犯カメラの設置、ステッカー、のぼり旗の掲示



★自主防災会（自主防災組織）による取組み

【住民による避難所運営訓練】

●災害時要援護者名簿に基づく安否確認・情報収集訓練

●避難訓練

●班別避難所運営訓練
 (本部・総務班) 避難所全体のとりまとめ、各班への指示出し
 (情報班) 避難状況の把握、避難者名簿の作成
 (救護班) 避難者の受入れ、災害時要援護者への対応
 (環境班) 避難所環境の整備(暖房設置、ゴミ対応等)
 (食料物資班) 非常食の炊き出し、物資の受入れや保管

【地域と学校の合同防災訓練】

☆行政からの支援

【地域人材育成】

●自主防災組織リーダー研修会の開催

●新潟市ジュニアレスキュー隊育成講習会

【自主防災組織への支援】



●自主防災組織育成担当職員の派遣

●災害時要援護者の避難誘導用具の貸与

【自主防災組織への補助制度】

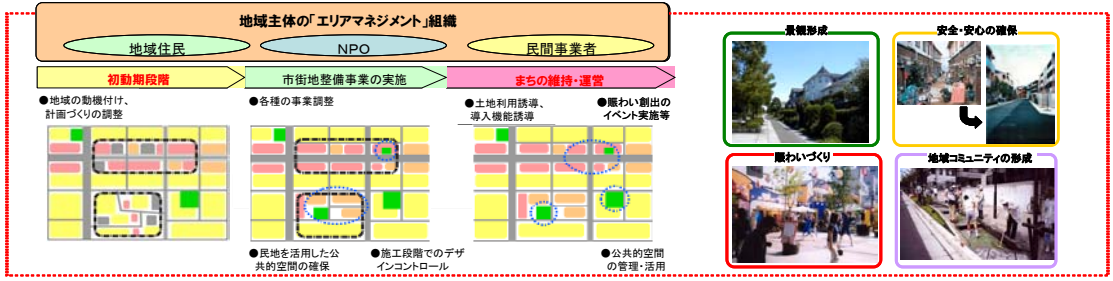
●【自主防災組織結成助成】

●【自主防災組織活動助成金】

市街地整備事業と一体となった安全・安心対策

・土地区画整理事業や市街地再開発事業といった市街地整備事業は、住民の参画を得ながら、計画的、面的に整備を進めていく事業。
 ・事業後のまちの管理・運営に備え、あらかじめソフト・ハード両面から防犯等の取り組みを実施していくことが有効。



市街地整備事業と併せて行われる防犯等まちづくりの取り組み事例【新市街地地区(千葉県流山市)】
 事業初期段階から、地域の関係者が参加する協議会を設置。安全安心確保に向けた設計上の配慮や防犯パトロール等を実施



東京駅周辺防災隣組による取組み 国際業務拠点の安全・安心

・GDPの約2割を占める企業の中核機能が集中する東京駅周辺地域(大手町、丸の内、有楽町、内幸町)が、大震災や大洪水に見舞われると、ビジネス活動の停止・衰退により、莫大な経済損失が発生し、企業単位の取組みのみでは有効な対策は困難。
 ・地域の企業等66社のビジネスパーソンが、「企業間の共助」という理念の下、2004(H16)年に東京駅周辺防災隣組を設立。

ビル・地下等開放の要請 帰宅困難者による一時滞留場所として、ビルエントランスや公的地下空間を提供 	ビル地下に防災倉庫 ・マンホールトイレ ・投光器 ・無ハンク自転車 ・毛布 ・食料/水 	災害時情報システム 行政～防災隣組～帰宅困難者 	CO2環境対策も含む各種の交流 浅間山麓地域:都心から150km圏でバックアップオフィス・避難先を想定した交流 
電力・通信の冗長性確保の要請 電力・通信のバックアップ強化 	 <p style="text-align: center;">東京駅</p>		首都圏の交流 防災隣組の姉妹団体、ターミナル駅周辺対策協議会等とネットワーク 民間ベースで被害・帰宅経路情報の交信 富士見飯田橋、さいたま新都心、池袋駅周辺、四谷駅周辺、横浜MM21、渋谷駅周辺 
防犯/パトロール 電気軽自動車ハトカー(青ハト) 			テロ対策訓練 警視庁・テロ対策パートナーシップモデル地域 

神戸・旧居留地連絡協議会の取組み 非常時の相互支援・来訪者支援

・大地震などの発生により交通機関が停止した場合、都市市街地周辺には多くの帰宅困難者の発生が予想。
 ・神戸・旧居留地連絡協議会(地区内の事業者で構成。イベントや広報、環境、防災、まちづくり活動等を行う組織)では、「神戸旧居留地・地域防災計画」を策定。
 ・協議会構成員である事業者等に対し、非常時における相互支援、及び来訪者の人命保護や帰宅支援に對しての取組みを定める。



○非常時の相互支援

★【備蓄】(2箇所) 災害等の非常時に備え、救助機材、排水・消火機材、医療器材、仮設トイレ等の生活機材、拡声器などの広報機材を共同備蓄 各事業者においても、備蓄が望ましい品目リストを定めている	【情報の伝達・共有】 ●安全・安心ネットワーク インターネットの活用による協議会内の情報伝達・共有 ●居留地隣組 5~10程度のビルで構成し、電話回線が使えない等の事態に陥った場合に備え、直接伝達できる連絡網を整備
---	--

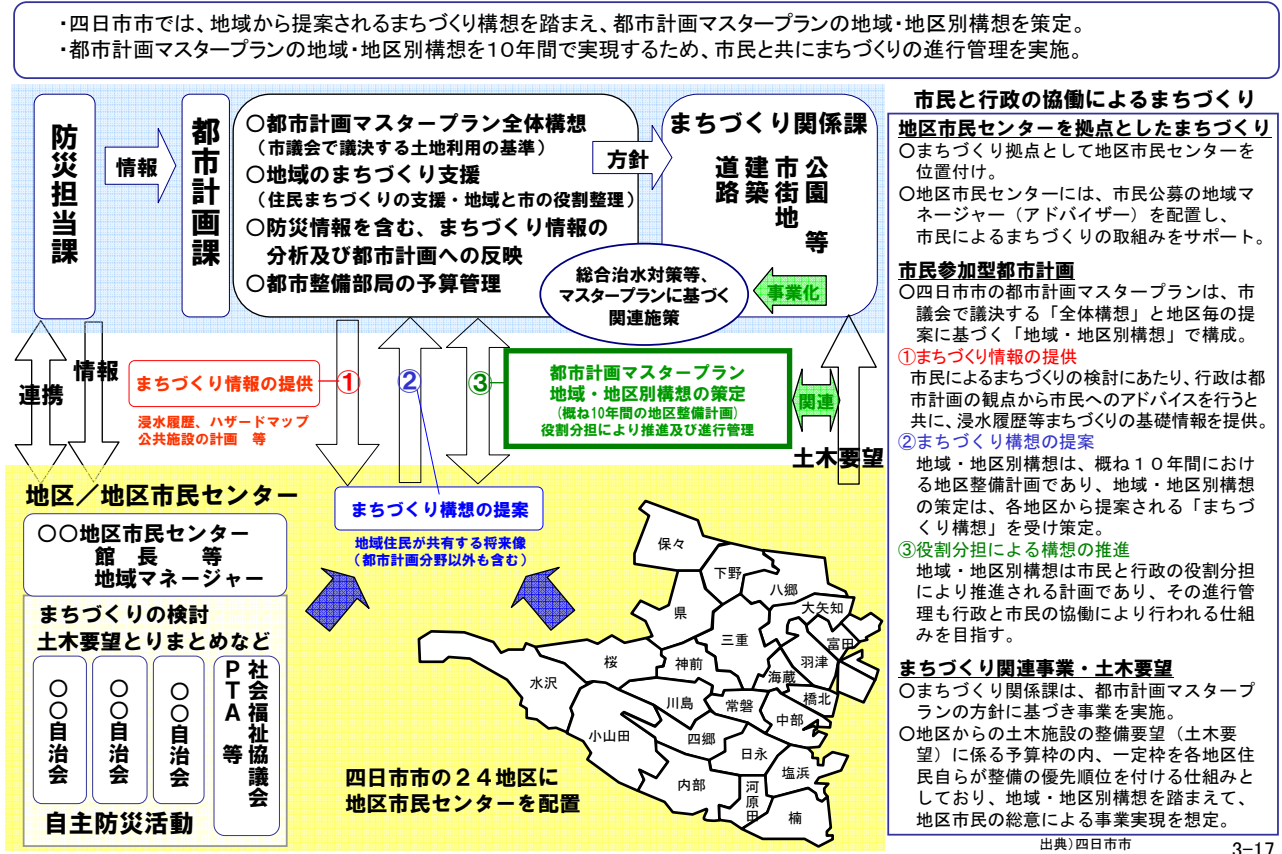
○非常時の来訪者支援

【人命救助】 ●救護の必要なが人が出た場合は、119番通報 ●「救護コーナー」の開設(4箇所) 119番対応が不可能な状態だけが人などが多数出た場合には診療所があるビルに「救護コーナー」を設置 ●重傷者の救出 救護コーナーで担当医師等が症状を判別し、重傷者等は医療施設への搬送
【情報を提供する】 ●「情報提供コーナー」の設置(2箇所) 帰宅困難者の発生等、必要が生じた場合「情報提供コーナー」を設置 被害状況、交通情報、ライフライン情報、避難情報、施設情報等について、音声もしくは掲示板等で提供
【一時待避の手助け】 非常時において、帰宅困難者に対し、会議室や廊下等、雨露のしのげる一時待避場所を可能な範囲で提供し、一定期間トイレの提供等の生活支援 →行政による避難所等が開設された時点で、防災委員会から一時退避者に情報提供するとともに、移動を要請

○普段の備え

【安全・安心のリーダー育成】 ●意識啓発 ●防災訓練の定期的実施 ●機関紙への防災関連情報の掲載 ●総会や例会における防災講習 【地域防災計画の定期点検】 毎年、地域防災計画が実情に合致しているか、防災委員会が中心となり点検

地域からの提案を行政が受けとめる仕組み



共助による雪処理体制づくりの推進

雪処理に係る事故による犠牲者ゼロに向けて、市町村と自治会等が中心となった連絡協議会による地域除雪の実施、雪処理の安全を担う管理者による安全管理、地域内外の担い手の育成等により、共助による安全な雪処理体制づくりを推進

豪雪地帯対策基本計画の変更(H18.11)

雪処理の担い手の確保
担い手の確保・育成のため、地域での受け皿の組織化、コーディネーターの養成を推進

自然災害の犠牲者ゼロを目指すための総合プラン(H20.4)

高齢者が無理することなく除雪できる体制
(要支援世帯の状況を把握する体制+平時からの支援策を講じる体制+豪雪時を想定した支援策を講じる体制)
目標:平成24年度を目途に特別豪雪地帯の全ての市町村(202市町村)において整備

「雪害による犠牲者ゼロのための地域防災力向上を目指す検討会」提言(H21.3)

雪処理に係る効果的な事故対策として、**共助による体制づくり、担い手の育成**等が重要

共助による地域一斉除雪の概念図

これまで、各世帯それぞれで除雪
例1 各世帯でタイミングを合わせ、自宅の雪を一斉に除雪

これからは、地域コミュニティで協力して除雪
例2 高齢者世帯や生活道路等を住民が協力して多数で除雪

■共助による地域除雪とは
地域コミュニティにおいて、手順やルールなどを定めた上で、住民(地域外の担い手含む)が協力しながら時間を合わせて一緒に、
○家屋及び家屋周辺
○歩道や生活道路等の公共空間
○公民館等の地域の共有施設 などの除雪作業を行う取組

【今後の施策展開】

- 地域コミュニティの共助による雪処理活動を行う仕組みづくり
 - ・共助による雪処理を推進する **連絡協議会**を設置し、**地域一斉除雪**等を実施(協議会構成メンバー:市町村、自治会を中心に、道府県、NPO、社会福祉協議会、警察署、消防機関、道路管理者等)
 - ・雪処理の安全管理(巡回)等を担う **管理者**配置による雪処理の安全確保の徹底
- 地域内外からの雪処理の担い手を受け入れるための仕組みづくり
 - ・自治会や住民からなる地域コミュニティによる共助だけでは雪処理が困難な場合は、**市町村は、道府県と協力して、地域外からの雪処理の担い手**を確保・育成し、地域へ派遣する体制づくり促進

【支援策】

- 「**市町村雪対策計画策定マニュアル**」の策定・普及(H20~)
- 「**共助による安全・効率的な雪処理方策マニュアル**」の策定・普及(H20~)
- 豪雪地帯対策特別事業の制度拡充**(H21~)
高齢者世帯支援のための計画策定、雪処理の担い手確保・育成等の支援